

平成5年3月20日

自治会々員 各位

つつじが丘統一自治会
会長

第18回定例総会の開催について（ご案内）

木々の新芽も息吹き、春の訪れを感じる今日この頃、会員の皆様には益々ご健勝にてお越しのこととお慶び申し上げます。

さて、第18回定例総会を下記の通り開催いたしますので、お忙しい中とは存じますが、万障繰り合わせの上、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 平成5年4月4日（日） 午前9時30分～12時
2. 開催場所 つつじが丘ふれあいセンター
3. 議 題
 - (1) 平成4年度会務報告及び、会計報告について
 - (2) 平成5年度活動方針（案）について
 - (3) 平成5年度予算（案）について
 - (4) 役員（会長・副会長・会計監査）の改選について
 - (5) 規約（附則）の改正について
 - (6) その他

以 上

- * 会場準備の都合もありますので、総会への出欠席を別紙出欠票にご記入の上、3月25日（木）までに各班長さんにご提出下さい。
なお、当日欠席される方は、委任状も併せてご提出下さい。

第18回定例総会

平成5年4月

つつじが丘統一自治会

平成4年度(第17期)会務報告

[総括]

980世帯の人々の生活環境を守り、親睦を図り、さらには高齢化対策を模索して行く……。私たちの街は、形の上では一通りの体裁を整えたように思われますが、本年は汚水処理施設の問題を始め、各種行事のあり方や組織運営上の問題など、さらに住みよい環境づくりのために新たな“体質改善”を求められた1年でありました。

1. 汚水処理施設の自主運営並びに公共下水道への接続問題について

「自主運営」のための基本条件は大別して2つあります。

- ① 処理場の土地を興人の帰属とし、その見返りとして接続時の“応分の負担金”が興人から支払われること。
- ② 大雨対策(汚水管に雨水が流入しないようにすること)が、シリア-されること。

この2つの条件を秋までには解決させるつもりでしたが、1年の大半は、条件①のために費やす結果となってしまいました。

以下詳細については、2月7日に開催された「住民集会」の資料をご覧ください。

2. 役員を選出方法について

基本的な考えとして、自治会活動の根幹は住民の声をより多く収集し、これを分析し、本会の目的に沿った対策を立て、これを実現していくことにより、住民全体の街づくりを成していく……と行うことであり、そのためには可能な限り適材を、適所に配置し得る役員人事こそ、組織運営上のカナメとなる……と行うことでもあります。

- (1) 今年度7月以降毎月の役員会でこれを議題とし、その内容は既に各班回覧された通りであります。(11月7日役員会承認文書)

いくら優れた方法論を描いても、現実として住民感情や意識に受け入れられるものでなければ実行性はなく、さりとて迎合的に安易な道を取るだ

けでも進歩はありません。そこで今年度役員会は「統一会長の選出方法」を中心に話し合いました。

- (2) 議論の過程において、つつじが丘全体として「立候補・選挙制」を主張した一部役員もおりました。もとより民主的にも優れた方法論ではありますが、そのためには専従型事務局体制の確立が不可欠であり現状では無理があります。

現行の「8名による互選」と言う基本ルールが、今日における最も現実的かつ合理的な方法であると考えますが、万一8名の中に統一会長としての適格者を見出だせない場合、無理やりクジ引き的手法で選出されては、住民にとっても本人にとっても不幸なことであります。

こうしたときに8名の半数以上の要請がある場合は、時の役員会が新たに統一会長候補として1名を推薦できる……と言う補完機能を整えることにいたしました。

- (3) 一口に“責任と自覚”と言っても多分に体験的要素がベースとなる問題ですし、人それぞれの人生観に根ざした価値規準でもあるだけに、一定のモノサシ作りはしづらく、自治会活動の執行機関は役員会であることからその役員会が側面より支援することにより、次年度への“責任を果たしていく”と言う部分を、規約の付則（別紙のとおり）に明文化したことで今年度の結論と致します。

3. 諸行事の運営方法について

住民の高齢化現象にともない、行事の運営方法に変革を求める意見が表面化したしました。とりわけ校下行事の“市民運動会”や育成会主体の新春のつどい“餅つき（例年はクロスカントリー）大会”に関し、主に松が丘（つつじが丘より平均年齢が数年高い）よりの声が大でありました。

- (1) 運動会については“管理された運動会”から“皆で楽しめる運動会”へまた“子供のために親が参加する”のではなく“大人自身の体力維持や親睦のために参加する”という要素を多く取り入れるようにする。さらに選手集め等、役員負担を極力軽減させる方策を打ち出すようにする。……など、今年度の試みからさらに来期に向け、体育振興会を中心に検討していただくこととしました。
- (2) “盆踊り”から育成会主体の“夏祭り”については、夏の暑い最中の過

密スケジュールなだけに改善策はないか……との意見が毎年出されます。「盆踊りと夏祭りを同時にやってみてはどうか」と言う声が改善案の主流ではありますが、

- ① “盆踊り”は単一自治会主催のイベントとしては唯一のもので、しかも松が丘・つつじが丘それぞれに定着したものとなっている。
- ② 2つのイベントを同時に行うこと（盆踊りを夏祭りに組み入れること）は、別々に行うことより、はるかに多くのエネルギーを費やし、かえって役員の負担が倍加する。

などの理由・事情により実現の方向には向かいませんでした。

4. 生活環境の維持向上について

- (1) ゴミの問題、防災上の問題については、大きなトラブルもなく推移したものだと思っています。今年度の焦点は『ペットの糞害対策』でした。

昨年の総会席上「自治会は遠慮せずしっかりやれ！」とのご意見に励まされ、環境委員会はこの問題に対し、精力的に取り組みました。

一部（本当にわずかな一部だと思いますが……）飼い主のマナーの無さが多くの住民に迷惑を掛けていることに、ただ単に精神論を述べるだけでは何の解決にもなりません。この1年を通しての環境委員会を中心とした活動は、住民個々の関心を高め、既にかなりの効果が上がったものと確信しております。数年前の上池公園、現在とでは“ウンディ”の差があるものと思っています。

- (2) 市民清掃については、今までは育成会主体として実施してまいりましたが、来年度以降自治会主体に変更する方向で、育成会本部事務局の中で話合っていたいております。その理由としては、

- ① 主に小学校児童への“教育的配慮”から秋には八木山登山道整備を組み入れておりましたが、今日ではその教育的役割も終えたようで、これがなければ育成会主体にする必要性がなくなってきたと思われること。
- ② 校下の空地も少なくなり、そのために松が丘と同一歩調を取る必要性が薄れてきたこと。

などがあげられ、『市民清掃』としては大安寺川のみを残し、あとはそれぞれの自治会により行えば良いと言うことになろうかと思っております。

いずれにしてもこの件に関する正式決定は、育成会の結論を見守ることとなります。

5. ふれあいセンターの管理運営について

(1) センターの利用状況について

4月11日竣工式を行った本施設の、初年度の利用状況及び収支状況は以下のとおりです。

○ ふれあいセンター利用状況等一覧表

年/月	使用内訳					収支状況 (単位:円)			備考
	ホール	学習室	休養室	保育室	件数	使用料金	維持管理費	備品購入費	
H4/4		2	1	1	3(3)	80,000	229,950	588,024	
5	1	7	4	2	13(12)	15,000	100,074	15,000	
6	6	10	4	4	23(11)	27,000	83,961	40,771	
7	6	14	7	5	30(12)	32,500	74,356	-	
8	3	6	8	3	15(8)	49,000	99,656	32,007	
9	10	9	11	1	30(12)	30,500	92,084	94,356	
10	23	8	12	2	38(10)	42,500	60,680	113,000	
11	18	13	17	5	40(10)	54,000	83,220	-	
12	22	19	18	5	47(8)	88,500	89,300	524,774	
H5/1	13	18	13	5	32(9)	46,000	100,481	-	
2	20	22	13	3	43(9)	58,500	84,544	-	
3	19	16	15	4	40(9)	67,500	85,738	-	
合計	141	144	123	40	354(113)	591,000	1,184,044	1,407,932	

* <1> ()内数字は、福祉に関連した委員会及び団体等の利用件数を示す。

<2> 4月の収支(備品購入費を除く)金額は、保険・竣工式典等の費用を含む。

<3> 3月欄の数字は、見込み件数・金額を示す。

思ったより多くの人達、特に寿会などを中心とした福祉に関する方々の利用が多く見られ、福祉を第一目的としたこの施設は着実にその第一歩を歩み出したものと思っています。今後は予算の範囲内で、施設(備品)等の充実を図り、その名の通り皆様の“ふれあい”の場所となるよう、よりよい運営を目指していきたいと考えております。

(2) 自動販売機の取扱いについて

昨年度の事務局よりの申し送り事項として、施設の維持管理費を少しでも軽減する目的から、センター内にジュースやタバコの自動販売機を設置する件に関しては、

① ジュースの自動販売機については、機械本体の維持費（電気料金）が、月額約 2,000円かかり、また収益面では1本につき10円程度のリベートとかで、月間最低でも 200本さばかないと設置目的にそぐわないこと。

② タバコの自動販売機については、センター利用者から、より多くの要望があれば検討するが、今のところはその声が少ないこと。

などの理由により、①については中止とし、②については保留とし、次年度に委ねることとしました。

(3) 周辺住民に対しての配慮策

“プライバシー” 尊重のため、周辺一部住民の方も参加され、道路側窓ガラスに特殊フィルムを貼り目隠しを図るとともに、センター周辺の緑化をも考慮して、既存のヒマラヤスギの間にタイサンボク（常緑樹）4本を植樹しました。

(4) そ の 他

① 周辺美化の一助として、一部有志の方々が前庭に草花を植え、水まき等の手入れも順番制でやっていただいております。

② 料理教室ができるようにと、婦人会を中心とした方々が食器具など中古のものは無料で取り揃えていただいております。

③ お茶の道具、絵画、掛け軸等、有志の方々より寄附がありました。いずれも心温まるご支援ご協力に対し厚くお礼申し上げます。

6. タイムス・つつじが丘について

昭和59年5月27日付で第1号が発刊されてより、今日まで30号余を数える『タイムスつつじが丘』も、現時点では女性2名の方にご苦労願っている状況であり、すべての面で限界があるとの判断から、役員会では今一度これを見直すべく各自治会単位で話し合っていました。

さすがに「廃刊」と言う声はありませんでしたが、「無理があるなら休刊」との声が5町内、「継続」が2町内、「どちらでもよい」が1町内で専門委員会の方では、「継続」の声が大でありました。

いずれにせよ、自治会の機関紙としてまた、この街のタウン紙として1枚の紙面のもつ効果は捨てがたく、可能な限り継続することを前提に今後よりよき方策を考えていくことにいたしました。

[環境委員会]

< 活 動 報 告 >

1. ゴミ収集について

ゴミ収集日の立ち会いなど、住民皆様のご協力によりゴミの分別収集はスムーズにできました。しかしながら、休日にもかかわらずゴミステーションへゴミが持ち出されるなどのケースもあり、従来からの『「ゴミ」の処理についてのお願い』の回覧物のほか、「ゴミ収集日」・「持ちだし可能なゴミ」・「持ちだし場所」等を徹底するため、別途『ゴミ収集について（お願い）』とした回覧物を出すなど、啓蒙活動に努めました。

2. 公園の整備と緑化対策について

- (1) 団地内の公園清掃については、各町内ごとにローテーションを定め、住民皆様のご協力のもと、その美化に努めてまいりました。
- (2) 公園内の施設等（樹木及び遊具等）の整備については、町内施設の点検を実施し、遊具等の取替え・修理、樹木の剪定など市に要請し、環境整備を図ってまいりました。
- (3) 今年度の緑化対策については、ふれあいセンター周辺への植樹に全予算を充て、ふれあい委員会にて実施していただきました。

3. ペットの糞害対策について

ペットの糞害につきましては、再三にわたり苦情が寄せられ、今年度の環境委員会における最大の懸案事項となりました。

そこでまず、飼い主の皆様を対象とした「飼い主自らによる糞の收拾」に関するアンケートを実施したところ、賛否論のほか、数多くの貴重なご意見・ご提案をいただくことができました。（アンケート結果の一部は『タイムスつつじが丘』に掲載）

これらを踏まえて委員会では、『買い主の心得10ヶ条』の作成・配布及び、これらの配布を兼ねた町内見回りなど、従来の回覧物に加えた啓蒙

活動を実施してまいりました。

いずれにしても、結論づけめいたことはできず、次年度の課題として持ち越す結果となったことをご報告いたします。

4. 空地の草刈りについて

空地の草刈りにつきましては、土地所有者に対し郵送にて草刈り依頼を実施するとともに、その処理状況等巡回管理し、防災に努めました。

平成4年度空地総区画数は184区画、うち自治会依頼分109区画、自己処理分74区画、住所不明1区画でした。

自治会依頼分については、各務原造園（株）との年間契約（24,000円／1区画・2回）により、春・夏それぞれの草刈りを実施していただきました。自己処理及び住所不明分で11月末現在において草刈りの実施されていない16区画については、消防署より「注意書」を発送していただき、全区画とも年内中に処理していただきました。

5. 騒音対策について

小中学校の夏休みの時期に合わせて、特にピアノ等による騒音公害に関する『騒音について（お願い）』の回覧物により、注意を喚起しました。

いずれにしてもこの件に関しては、音の種類、それを耳にする人の個人差および、その時の状況等一概にこれをとらえ難く、ここまでの活動といたしました。

< 総 括 >

1. 次年度に向けて

この1年間、ごみ処理・糞害対策など、地域住民の生活環境に一番身近な問題に取り組んでまいりました。

1年間の活動を振り返ってみますと、相変わらずペットの糞が放置されているなど、ほんの一部の心ない人のために、多くの方々がその何倍もの労苦を費やして、生活環境の保全・改善に努めておられると痛感いたしま

した。

法律、規則などといったやたら難しい決まりを遵守する前に、1人の人間として当然備えるべきモラルを地域の住民全員が持てば、少なくとも、現在取り上げられている問題の殆どはなくなり、今の環境委員会は要らなくなるのではないかと思います。

また、「家の前に糞が放置してある」とか「近所のゴミ焼却の煙等が洗濯物にかかる」とか……、気付いた自分が処理するなり、お隣同志の話し合い・気遣いで済まされるべき事柄を、ただ苦情として訴えることで問題の解決を他人任せにしてしまっているといった、住民相互のコミュニケーションの欠如もまた感じました。

これから先においても、このようにほんの一部でも心無い住民が存在する限り、環境委員会としては残念ながら、

- ① 『注意喚起(お願い)』の回覧物の各戸配布
- ② 役員などによる町内の見回り
- ③ 『……注意!』の看板の設置

などの活動を推進していく必要があるかと考えます。

2. 終りにあたって

生活環境の問題は日常生活に特に密接なものであり、そこで生活する住民自身が原因である場合も多く、また、その殆どが自ら解決できる問題でもあると考えます。

即ち、我々住民一人ひとりの“モラル”が問われる問題であると考えますが……。つつじが丘住民の全員が、町内の各種行事等を通してコミュニケーションを図り、『町内全域が自分の庭』をスローガンとして、環境美化に努められ、他の見本となる“住み良い街づくり”をされていくことを期待して会務報告とします。

[防災委員会]

防災委員会においては、委員全員“町内の災害一掃”の意気込みにて、例年どおり活動してまいりました。以下、その概要を述べ、今年1年の報告とさせていただきます。

1. 防災訓練について

春の訓練は、5月31日東消防署の指導により、てんぷら油による火災消火および消火栓の取扱い訓練を実施しました。てんぷら鍋に油をいれて加熱させ、これが引火し燃え上がったとき、消火器にて消火する……など140余名の皆様に体験していただきました。

秋の訓練は11月8日、春と同様東消防署の指導により、消火栓を使った初期消火訓練を行いました。ホースの取扱い方（運び方・つなぎ方）、ノズルの持ち方などの説明を受けたのち、実際に消火栓にホースをつなぎ放水する訓練を110余名の一人ひとりに体験してもらいました。

毎年同じ訓練かとは思いますが、この繰り返しがいざという時にきっと役立つ（あってはならないことですが）ものと思っておりますと共に、防災意識の啓蒙（災害は忘れた頃にやってくる……油断大敵）のための一翼を担っているものと考え、次年度へも引き継いでいきます。

2. 消火ホース格納箱の新設について

住宅戸数の増加に合わせ、前年までの委員会において、格納箱の整備が計画的に進められてきておりました。あと3箇所に設置すれば万全のところまできており、今年度はこの内2箇所（2丁目、8丁目）の取り付けを完了しました。残りは5丁目の1箇所のみとなり、来年度実施することで予算計上していただいております。

今後は、これらの保守・点検を定期的 to 実施し、いざというときに不備のないよう管理して行っていただきたいと思いますと思っております。

3. 交通安全（道路標識の設置）について

各種行事における交通整理等、他の委員会と協力して交通安全に努めてまいりました。今年度はその他に、住宅地全体の道路標識など危険箇所の再点検を実施し、その改善を市に要請、カーブミラー4基（1丁目(1)、3丁目(2)、8丁目(1)）を取り付けてもらったほか、『八木山通り』小学校付近の道路センターに“鯨”を設置してもらいました。まだ他に改善箇所が在るかもしれませんが、次年度以降に委ねることにします。

いずれにしましても、住宅地内の狭い道路、標識などに頼らない安全運転をお願いできればと思っております。

4. 街路灯の修理について

皆様よりご指摘の不灯箇所等の修理については、月2回（16日、月末）業者に修理をお願いし、早期の点灯を目指しました。

以下、今年度の修理実績を掲げ報告とさせていただきます。

月	件数	月	件数	月	件数
4	8	8	5	12	0
5	5	9	10	1	8
6	14	10	14	2	7
7	9	11	5	3	

5. 終りにあたって

昨年8月、5丁目の空き地で枯れ草が燃えたことがありましたが、幸いなことにご近所の方が早く気付き、消火していただき大事に至らなかったこと、この場をかりて報告させていただきます。団地火災については、会員皆様の平素よりの心掛けと注意により、未然に防いでいく……このことがいかなる委員会活動にも優るものと感じた1年でありました。

今年度の活動を終え、心残りといっはなんですが

- ① 上池公園の金網が古くなっている。
- ② 消火ホース格納箱横の「消火栓」の看板が見づらくなっている。

の2点については、次年度委員会にて対処して頂くよう、引継ぎ事項とさせていただきますこととし、会務報告とさせていただきます。

2. 八木山小校下大運動会 10月10日(祭)
於：八木山小学校

抜けるような晴天のもと、「つくろう自分の健康・皆の輪」をスローガンに校下皆様の多数の参加を得て開催することができました。

今年度は、『年代別リレー』・『ミニマラソン』などの“競争”から『いす取りゲーム』・『ジュース飲み競争』などの“ゲームを楽しむ”という趣向に変えて行われ、子供からお年寄りの方々まで楽しみながらの健康的な1日を過ごすことができました。

しかし、『年代別リレー』をなくしたことから「盛り上がりに欠けた」とのご批判等もあり、これに応えるため校下体育振興会が主体となり、種目や運営方法等、運動会の在り方について検討を行い、その結果を次年度以降に反映させていただくことになっております。

3. 市民展 10月31日(土) 11月1日(日)
於：ふれあいセンター

昨年まで、鷺沼地区体育館で行われていましたが、今年度は、新築されたふれあいセンターで開催いたしました。

出展者数は昨年と同様50余名の方々と、生花、園芸、手芸、工芸、書絵画、写真等すばらしい作品を出品していただき、200名近い来場者は異口同音にその素晴らしさに賞賛の声を上げておられました。

また、婦人会の方々のご厚意により茶席を設けていただき、作品を鑑賞された方々にくつろいだ雰囲気を楽しんでいただきました。

〔高齢化（福祉）問題等専門委員会〕

高齢化（福祉）問題等専門委員会（仮称：福祉委員会）が発足し、早2年が経過しました。既に周知のこととは思いますが、当福祉委員会は、以下のような目的と課題を持って委員一同取り組んでまいりました。

（目 的）

- 高齢化社会に対応した「福祉の街づくり」を、長期的視野に立って無理なく着実に浸透させ、これを推進する。

（課 題）

- <1> 福祉全般につき、住民の関心を高めて行くための土壌づくり。
- <2> 福祉活動を自治会活動の重要な柱とすることの是非を考慮しつつ、福祉の目から眺めた自治会活動全般の見直し。

上記の高齢化対策の推進にあたって、この福祉委員会の発足を提言した答申書や、社会福祉に関する参考資料をもとに、勉強会による現状把握に終始した初年度の活動を反省し、今年度は現実に即応した活動もこの時期必要ということから、<1>の福祉問題の関心を高めていくための“土壌づくり”を前面に打ち出した活動を組み入れ、大きな行事として3回に渡る『高齢者と語る会』を開催してきました。

また更に、限られた短期間の会合の中で、<2>の“福祉の目から眺めた自治会活動全般の見直し”についても種々検討し、一応の結論を出すことが出来たので、中間報告として以下報告致します。

1. “土壌づくり”について

(1) 高齢者と語る会の開催

この活動の取り組みにあたって高齢者の現状把握をしたところ、私たちの街には、65才以上の高齢者の方が203名（70才以上の方108名）お見えになり、この内には一人暮らしの方17名や、高齢者夫婦のみの世帯が30世帯と意外にも多く、こうした方々への配慮には即応性も要求されております。

私ども委員会においてもこの現実を踏まえ、高齢者の方々から直接話しを聞き、語り合うことのできる『つどいの場』即ち『高齢者と語る会』を今年度の主行事として、完成したばかりの“ふれあいセンター”で以下3

回に渡り開催してまいりました。

第1回目（7／25）	・全体対話 ……	参加者51名
第2回目（10／7）	・映写会、民生委員からのお話、 全体対話 ……	参加者61名
第3回目（1／17）	・■■■■先生の講話、テーマ別の交歓会 ……	参加者58名

委員会としては、初めての経験という不慣れな企画ではありましたが、第1回目から得た反省を2回目に、2回目から得た体験を3回目へと生かすべく委員会の英知を結集し、第3回の企画においては、

第1部：高齢者にご理解の深い医師、■■■■先生のお話
「老後の健康管理について」

第2部：三つのテーマに分かれての交歓会

として開催したところ、第1部では時間が足りないほどの質問が出されまた、第2部では活発な意見交換がなされるなど、参加者いずれもが、老後の健康について関心が深いことが解りました。

当委員会においても、特に第3回目は内容の充実した「つどいの場」を持つことが出来たと思っております。

なお、今回の『高齢者と語る会』を通して以下のことが出来たと思っております。

- (a) 各町内における高齢者（65才以上）への連絡（案内）ルートが完備できたこと。
- (b) 新築された「ふれあいセンター」を会場とし、今後の利用拡大に期待がもてたこと。
- (c) 「一人暮らしの老人への給食サービス」があることを、この会に出席して初めて知り、以後このサービスを受けられ喜ばれていること。
- (d) 「高齢者福祉の手引き」により、必要に応じた連絡先（相談先）を知ってもらえたこと。
- (e) 老後の健康管理としての医学資料を各戸に配布し、高揚に努めたこと。
- (f) 寿会への入会が増えたこと。

いずれにしても、会場まで足を運んで下さった高齢者の方々は約50名で、しかもお元気な方と推察されます。従って、何らかの理由で、参加出来なかった約150名の方々についても、まんべんなく高齢者同志の交流の場に参加していただけるよう、今後は、身近な各町内単位においても、「つどいの場」を設けていくことが必要と考えています。

2. 福祉の目から眺めた自治会活動全般の見直しについて

(1) 行事の多少について住民の一部にその声があるものの、このことについては別に確たる尺度があるわけでもなく、これは一つに住民意識の問題であり価値観の違いといえます。具体的にいえば、自治会を単なる行政の下請け組織としてとらえるか、町内の親睦・交流・相互扶助さらには、福祉までも含めたより次元の高い組織を目指すかによるもので、ここ数年の自治会の動きを見れば解るように、私たちの町は、後者の立場を取って来ていることは明らかであります。そのためにも、自治会活動の血液である各種行事は、個々の内容の改善は別としても、基本的には、質・量共に今日程度の形態で良いのではないかと考えます。

(2) 福祉の目から眺めた自治会行事

① 地域の福祉活動については、社会福祉協議会、民生委員など、行政主体の活動に負うところが種々あるかは考えますが、自治会の果たす役割もまた、かなりのウエイトを占めているものと考えます。

特に、住民に密着した草の根的な部分は、自治会活動によるところが大きいのではないかと考えております。

自治会の各種行事は、近隣のふれあい相互扶助そのものであり、まさに福祉の原点を支えるものと考えます。

② 過去に役員を経験された方々の意見を聞いてみますと、大方の意見は次のようなものでありました。

(a) 行事は定着してきており特に多いとは思わない。

(b) 役員をしているときは負担に思ったが、終わってみて仕事の達成感を味わうことができ、有益であった。

(c) 行事に汗を流し、共同作業の苦勞を通して沢山の友人をつくれたことは財産であった。

など、段々と年をとっていく私たち、漠然と（真剣に）老後のことを考

えた時、近隣に気心の知れた“友人”が欲しいと思うのは私だけではないと思いがいかでしょう。この“友人”は自治会などによる各種行事を通しての“ふれあい”から生れてくるような気がします。

また、自治会がS. 60年当時全住民に対し“ふるさとづくりの行事”についてアンケートを取ったことがあります、その結果をみても70%の方々がふるさとづくりに賛成の意見を寄せています。

その理由として、

- (a) 子供に対して「ふるさとをつくってやりたい」との親心。
- (b) 大人にとっては近隣の人々との心のふれあいができる。
- (c) 地域教育に有効。

などがあげられており、このことから各種行事が住民の連帯の心を養っていることが良く分かります。

(3) ま と め

私たちの街もほっておけば単なるマンモス団地になってしまうことは必至です。出身地、職業、以前の生活環境などそれぞれに異なった集合体であるだけに、個々の人たちが、各種行事に積極的に参加し、価値観の共有による、温もりのある福祉の町づくりに取り組んで行くべきと考えます。

3. 次年度に向けて

今年度の勉強会や高齢者との「つどいの場」を通して、住民の関心を高めることや、高齢者同志の交流の場が用意できたことは、高齢者対策を推進するにあたっての“土壌づくり”の一助として有意義であったと思っています。来年度は民生委員主導型の近隣ケアボランティアグループとの連携を強化し、今年度より更にきめ細かく、各町内単位に於いても「つどいの場」を設け、高齢者同志の交流の機会を増やすことや、身体のご不自由な高齢者の方々への接しかたなどについても研究していきたいと考えております。

また、福祉の目から眺めた自治会活動全般についての各種行事の在り方については、その結果を（中間）報告として述べさせて頂きましたが、来年度は更に、高齢化（福祉）問題等の視点から自治会組織の在り方及び、その運営方法など、もう少し掘り下げて検討し、自治会として総合的な方向づけがしていただけるよう提言していきたいと考えています。

最後に、次年度新たな課題として、実務的な福祉問題に対しても、その活動をどうとらえていくか、たとえば、

- ① 自治会主導型を取っていくのか。
- ② ボランティア主導型で行くのか。
- ③ その他の方法が考えられるのか。

など、いずれの方向で取り組んでいったら最良のものとなるかを検討し、結論を出していきたいと考えています。

以 上

平成4年度一般会計報告

《基金の部》

科 目	金 額	備 考
平成4年度基金残高	23,535,713	平成5年2月28日現在

《積立ての部》

科 目	金 額	備 考
緊急災害時準備金	2,500,000	昭和56年～平成3年度分定期預金
緊急災害時準備金	500,000	平成4年度分定期預金
汚水処理施設に関する準備金	4,578,400	昭和61年～平成3年度分定期預金
汚水処理施設に関する準備金	500,000	平成4年度分定期預金
集会所改修準備金	1,000,000	昭和63年～平成3年度分定期預金
集会所改修準備金	500,000	平成4年度分定期預金
合 計	9,578,400	

《収入の部》

科 目	当初見込額	収入額	備 考
前年度繰越金	3,668,188	3,668,188	
自治会費	5,820,000	5,849,000	◎ 500x11,698戸 (延べ戸数)
自治会入会金	6,000	24,000	◎1,000x 24戸
自治会基金利息	1,059,100	1,010,349	
自治会長報酬	591,400	631,200	9/25 315,600 2/24 315,600
広報紙配布手数料	970,000	980,000	9/25 490,000 2/24 490,000
分別収集協力報償金	174,600	235,200	9/25 117,600 2/24 117,600
公園清掃報酬	259,000	259,000	6/25 259,000
雑収入	750,950	1,129,874	道路愛護者賞賛金 34,300 美しい街づくり奨励金 98,000 預金利息 406,574 パソコン使用料金等 591,000
合 計	13,299,238	13,786,811	

《支出の部》

科 目	予 算 額	支 出 額	備 考
自治会総会費	50,000	38,325	
街路灯電気料	※1,400,000	1,259,390	電気料788,373修理費471,017
事務局関係費 事務費 備品購入費 会計委託費 予備金	1,160,000 (350,000) ※(600,000) (10,000) (200,000)	758,623 (318,573) (359,050) (0) (81,000)	※座布,カーテン工事等
集会所運営費	※300,000	229,416	※光熱費,電話料金等
自治会活動費	※1,649,000	1,652,400	※@1700×972戸
環境対策費 清掃対策費 清掃用具費 緑化対策費 空地草刈対策費	400,000 (100,000) (100,000) (150,000) (50,000)	293,337 (56,129) (75,044) (150,000) (12,164)	
防災対策費 防災行事費 地域防災費 消火器具備品費 西町消防団賛助金	600,000 (50,000) (50,000) (300,000) (200,000)	500,555 (3,560) (22,820) (274,175) (200,000)	
文化体育費 盆踊り費用 運動会費 年間行事費	650,000 (350,000) (200,000) ※(100,000)	561,822 (285,190) (200,000) (76,632)	※市民展
高齢化(福祉)問題等専門委員会活動費	150,000	97,370	
タイムスつじが丘発行費	200,000	200,000	
各種団体助成金	※550,000	550,000	※葬会,婦人会,子供会,育成会
地域社会交際費	200,000	74,310	
ふれあいセンター備品購入費	1,500,000	1,407,932	
ふれあいセンター運営費	※1,000,000	1,184,044	管理費360,000維持費824,044
緊急災害時準備金	500,000	500,000	
汚水処理施設の準備金	500,000	500,000	
集会所改修準備金	500,000	500,000	
一般予備費	1,990,238	0	
合 計	13,299,238	10,307,524	

平成4年度収支残高

収入金額	支出総額	4年度繰越金
13,786,811	10,307,524	3,479,287

以上、平成4年度決算報告に誤りのないことを証明致します。
平成5年 8日

会計監査

平成5年度（第18期）活動方針（案）

昨年度は、汚水処理施設の自主運営問題を解決させることに努力いたしてまいりましたが、これの条件整備に終始し、最後のツメは今年度に持ち越されました。

形のうえでの街づくりは、この“汚水”問題が解決すれば、上池周辺の整備事業を残し、ほぼその体裁が出来上がることとなります。

一方、体質面では高齢化社会の到来を前に、自治会の組織運営のあり方につき、広い視野に立った見通しが求められております。

以上を踏まえ今年度活動をしてまいりたいと思いますが、その方針の大筋においては、昨年度の懸案事項を処理していくことになろうかと思えます。

1. 汚水処理施設の自主運営並びに公共下水道への接続問題について

(1) 大雨対策について

① 興人が行った汚水本管の調査・点検の最終報告を受けたので、これに万全を期するため、各戸の配管調査を専門業者の手により実施します。これに必要な費用は、自治会積立金（汚水処理施設に関する準備金）を充当することにします。

② 費用の総額や実施方法等、詳細についてはあらためて興人及び、専門業者と協議のうえ決定し、会員に報告します。

③ 調査・点検により、雨水管、汚水管の誤配が指摘された住宅については当該世帯の責任において、すみやかに補修していただくこととなります。

・この件に関しては、平成5年2月7日開催された「住民集会」第3回全体班長会議で承認されたものです。経緯・概要等については昨年度各戸配布した資料をご覧ください。

(2) “応分の負担金”について

① 「大雨対策」がクリアされたのち、公共下水道への接続を前提に、市当局も含め、いわゆる“応分の負担金”につき興人と協議を始めます。

② 市当局の試算額（平成2年度に積算額）2,000万円前後なら、興人との今までの話し合いの感触から100%興人負担は実現可能な線と考えられますが、これを大幅に上まわった場合、対興人との交渉は難行するものと思われれます。

(3) 接続の意思表示と自主運営への移行について

- ① “応分の負担金”につき、興人が当方の意向に沿った見解を示せば、私ども自治会は、市当局に対し「接続」の意思表示をすることになります。市は、これを受けて污水管路の清掃箇所や、マンホールの補修箇所等の調査を実施し、必要な所を修理して行きます。（これに要する費用がいわゆる“応分の負担金”といわれるものです。）
- ② この負担金の実費が明らかにされたとき、対興人と実務的な交渉に入っていく、この話し合いが結着したのち、污水处理施設の自主運営につき、興人とあらためて協定を結ぶために交渉を行うことになります。
- ③ 市当局が計画している当団地への接続時期は、平成6年3月～4月と聞いておりますので、何とか今年秋までには、自主運営に漕ぎつけたいと思っています。
- ④ 「自主運営」のための条件がすべて整えば、これの正式決議のために、総会（臨時総会）を開催することになります。
- ⑤ 総会議決を受けて「污水管理組合」（仮称）を設立し、污水处理施設の管理・運営をこの組合に委ねることになります。
いずれにしても全ての案件は、污水本管が公共下水道に接続されるまでとすることになろうかと思えます。

2. 高齢化対策について

(1) 高齢化対策の推進について

高齢者にとって（あるいは高齢期になって）暮らしやすい地域の生活環境はいかにあるべきか……。今後の自治会活動にとって重要課題となる訳ですが、当自治会の基本姿勢はあくまで「無理なく着実にこれを浸透せしめる」ことにあります。

私共の街は一人暮らしのご老人（17名）や、老夫婦だけの世帯（30世帯）も意外と多く、こうした方々への配慮には即応性も要求されております。

現在すでに活動している自治会組織の専門委員会と、民生委員主導型のボランティアグループがありますが、両者はそれぞれに関係を密にして有機的に連動していくことが現実的であろうかと思えます。

即ち、前者は総論的な立場で高齢化のための町づくりのいわば土壌づく

りを行い、後者は各論的な立場で現実に即応した実務的な動きを行うという“クルマの両輪”であります。

昨年度はこのことにつき両者間で話し合いがなされているようですが、この関係が住民全体にも理解されるよう関係各位のご努力を期待いたします。

- ① 勉強会や「つどいの場」を通し住民の関心を高めることや、ご老人の皆様同志の交流の場を用意してさしあげることは“土壌づくり”として有意義であることは昨年の例で認識されました。
- ② 今年度は、これをさらにキメ細かくするために、あるいは「町内相互扶助」のためのベースとしても、各自治会（町内）ごとに「つどいの場」を設け、元気なご老人の交流をさらに促進すると共に、身体のご不自由な方々への接し方を研究することも必要でしょう。
- ③ 自治会活動として採るべき基本姿勢は、
 - (a) 自治会主導型でいくか、そのためには自治会はどう体質を変革していくか。
 - (b) 任意のボランティア主導型としたとき、自治会は側面よりどの程度の支援体制を採っていくか。この(a)、(b) いずれかになるうかと考えますが、専門委員会で検討を重ねてまいります。

② 「ふれあいセンター」の活用について

① 使用料金について

昨年度は管理人の手当（30,000円／月）が支給できる程度の利用状況でありました。この建物が建設されるに先立ち、自治会の公約として、「会費は値上げしない」ことが前提にあるため、住民の皆様には十分ご満足いただける施設にはまだ遠い存在かと思われませんが、“下水”問題が完全に結着を見るまでは、現行の使用料金制を踏襲していきたく存じます。

② 備品の充実策について

特に「和室の利用をもっと魅力的に！」という声もあり、囲碁・将棋・カラオケ等の設備の充実などが考えられます。

今年度の予算 500,000円を計上しましたので、予算（案）が承認されれば、この範囲内でふれあいセンター管理・運営委員会の方で検討いただくこととなります。

なお、今年度の方針ということではなく、将来的には「福祉優先の施設

」ということから、娯楽設備よりも健康機具等を重点的に揃えていくことが肝要かと考えております。

③ 「シルバータイム」の気楽な利用方法について

一定の時間内は文字通り“解放”できないか……との声もありますが、利用者の意見と同様、毎日センターの管理に当たる方の意見や、非常時の責任問題や、金銭上の問題等もありますので、十分研究してみることに致します。

3. 生活環境問題について

「町を美しく保つ」ことと「安全に暮らす」ということは、ここに住む私たち住民の底辺を成す意識の問題です。個々の生活を尊重することはもとよりですが、同様につつじが丘の住民として、各務原市民として周囲への気配りや“公益優先”の考え方が確立されなければ、この過密社会の中では常にボタンのかけ違いが生じ、結局は（個々の生活も）快適な生活環境も成り立たなくなってしまう。

(1) ペットの糞害対策について

一部の飼主のマナーの無さのために多くの住民が迷惑をこうむり、その対策に環境委員会をはじめ、役員・班長が振りまわされました。昨年度のアンケートの結果を踏まえ、具体的な方法については各自治会（町内）の判断に委ねることになると思われませんが、判断基準として

① 一般のゴミと同じ扱いとし町内清掃の一環として糞の除去を行う。

② 飼主は連帯して定期的に除去作業を行う。

のいずれかになろうかと思っています。

(2) 市民清掃の扱いについて

昨年度までは育成会主体で行ってまいりましたが、今年度からは自治会主催に切り替え、特に「市民清掃」としては大安寺川のみを対象とし、あとは春・秋の団地内清掃として実施いたします。（変更の背景については育成会総会資料にて説明いたします。）

(3) 上池周辺的环境整備について

住宅地内及び周辺自然环境と、私共の生活とのかかわり方についての自治会の考え方は、「生活の中に生かした親しみのもてるもの」ということであります。

とりわけ上池周辺については、一昨年ふれあいセンター建設計画が具体化した時点より、上池周辺の環境整備の一環としてこの計画を受け入れ、上池の法面をも含んだ公園化を行政当局に要請してまいりました。

これにより市当局は「つつじが丘公園整備事業」（総事業費約1億1千万円）として、昨年度よりとりあえず上池周辺（中央公園部分）に遊歩道をつくることから着手したわけではありますが、今年度の計画は1,000万円程度の予算で、距離にすると約100m（地区体育館の近くまで）という、実に気の長い話であります。一応平成8年度には遊歩道については完成させる予定とのことです。

市が示した計画の概要は、「別紙平面図」のとおりであります。

いろいろな事柄について、役所任せにするだけではなく「高齢者にやさしい街づくり」の一大エリアとして、この整備事業がさらに充実したものとなるよう私共も検討し、行政に働きかけて行きたいと考えています。

(4) 防災訓練等、防災活動について

この活動については、例年どおり行っていききたいと考えております。

4. 諸行事の運営について

盆おどり、市民運動会、市民（文化）展などの自治会主催行事については、例年どおり実施いたします。但し、市民運動会については先にご案内のとおり、役員の負担を軽減することと、住民の高年齢化に配慮する見地から、一部運営方法を改めて行きたいと考えます。

5. 事務局の機能改善について

(1) 事務局に「広報室」を設置することについて

自治会活動全般にわたり、円滑な推進を目的として事務局があるわけですが、次の理由により「広報室」を設置したいと存じます。

① 「タイムスつつじが丘」の機能を充実させるため。

自治会の機関紙である「タイムスつつじが丘」の編集・発行については、現時点では事実上女性有志が2名でこれを行っておりますが、あらゆる点で限界があり、このままでは休刊も止むなしの状況にあります。しかし、昭和59年5月27日付で第1号が発行されて以来、

今日まで30号余を数え、その間の関係各位のご努力に対しても単純に休刊することは忍び難く、「広報室」に人材を得て、又事務局委員の応援を受けながら存続させていきたいと考えます。

② 自治会活動の資料の体系的な整備のため。

本自治会は昭和51年4月に設立されてより17年、この間の自治会活動の記録や資料は、個々には引き継がれておりますが、全体としては体系だった整備がほとんどなされておられません。

役員が毎年度ほとんど入れ替ってしまう団体にとって、過去の経緯が整備されていないことは、円滑に運ぶべき事務処理や何んらかの方針を打ち出す際などに支障が出ることは十分予想されます。

本自治会も20年弱の“歴史”を刻んでまいり、ぼつぼつこのようなことも整備しておくことが必要になってきたと考えます。

(2) 「広報室」の組織上の概要について

① 位置づけについて

専門委員会とするか、上記のように事務局の中に置くか議論の分かれるところです。組織図上で見れば、専門委員会にする方がスッキリしますが機能面で考えれば事務局の分室的な扱いにした方が、協力体制が取れやすいかと考えます。

② 委員の選出について

広報室長1名を置き、他に若干名の委員を置く。室長以下の委員は、役員経験者及び一般より募ることとし「タイムスつっじが丘」の編集委員もこの中に入れていただく。なお、タイムスの編集長は広報室長が兼務してもよいのではないかと考えています。

③ 規約上の問題について

規約第6条（機関）の（2）に「事業の企画立案及び、会計・記録等の活動を行う機関として事務局を置く。」とありますが、この「記録等」の「等」に該当させることができると思われます。

従って、これにより規約の変更は行わず、又一方「広報室」を将来とも常設するかどうかは、この1～2年の動きを見きわめてから決めればよいと思っています。

以 上

《支出の部》

科 目	予 算 額	備 考
自治会総会費	※ 100,000	※ 臨時・定例総会
街路灯電気料	※ 1,400,000	※ 電料790,000 修理工610,000
事務局関係費	550,000	※ タイムスつばが丘飛行場等 ※ 渉外費を含む
事務費	(200,000)	
広報室関連費	※ (150,000)	
会議費	※ (200,000)	
集会所運営費	300,000	
各自治会助成金	※ 1,666,000	※ @1700x980戸
環境対策費	400,000	※ 市民清掃費 糞害対策費 緑化対策費
清掃対策費	(60,000)	
清掃用具費	(50,000)	
生活環境対策費	※ (250,000)	
空地草刈対策費	(40,000)	
防災対策費	400,000	
防災行事費	(50,000)	
地域防災費	(50,000)	
消火器具備品費	(100,000)	
西町消防団賛助金	(200,000)	
文化体育費	630,000	
盆踊り費用	(350,000)	
運動会費用	(200,000)	
市民展費用	(80,000)	
高齢化(継)問題等専門委員会	150,000	
各種団体助成金	※ 530,000	※ 婦人会 60,000 寿会 80,000 育成会100,000 子供会290,000
地域社会交際費	200,000	
ふれあいセンター備品購入費	500,000	
ふれあいセンター運営費	※ 1,080,000	
汚水処理各戸配管調査費	※ 3,000,000	※ 管理費360,000 維持費720,000 ※ @3000x1000戸
緊急災害時準備金	300,000	
汚水処理施設の準備金	1,500,000	
集会所改修準備金	200,000	
一般予備費	3,169,982	
合 計	16,075,982	

統一自治会役員の出選に関するつじが丘統一自治会規約附則

〔前 文〕

この附則は、自治会規約第4章18条1項に定める『役員の出選』に関する出選の方法を補足し、役員人事が、合理的かつ民主的に行われる事を目的として定めるものとする。

< 現 行 >

第1条 }
{ (同 文)
第7条 }

第8条 [選考の手順]

選考委員会は、以下の手順に従い役員、委員、班長を選考するものとする。

(1) 統一自治会長

各自地区毎に、他の役員、委員の選考に先がけ、各区自治会長を選考し選考委員会に推挙する。その推挙に従い8自治区の各々の自治会長を統一自治会長候補者として選考委員会委員長が招集し、8名の互選により統一会長候補者1名を決定する。

(2) }
{ (同 文)
(6) }

第9条 }
{ (同 文)
第11条 }

(附 則)

1. 本附則は、昭和63年4月3日より施行する。
2. 一部改定、平成2年4月1日

< 改 定 >

改定内容：附則第8条1項の②、③を追加する。

第1条 }
{ (同 文)
第7条 }

第8条 [選考の手順]

選考委員会は、以下の手順に従い役員、委員、班長を選考するものとする。

(1) 統一自治会長

- ① 各自地区毎に、他の役員、委員の選考に先がけ、各区自治会長を選考し選考委員会に推挙する。その推挙に従い8自治区の各々の自治会長を統一自治会長候補者として選考委員会委員長が招集し、8名の互選により統一会長候補者1名を決定する。
- ② 互選による決定がなされない場合、選考委員会は8名の候補者の半数以上から要請がある時は、新たに候補者1名を同委員会出席者の過半数の同意を得て推薦することができる。
- ③ 前1項、2項いずれかの方法により統一自治会長が推薦された当該自治区の選考小委員会（班長会議）は、速やかにこれに同意し、「自治会長代行」の職務遂行者1名を選出する。

(2) }
{ (同 文)
(6) }

第9条 }
{ (同 文)
第11条 }

(附 則)

1. 本附則は、昭和63年4月3日より施行する。
2. 一部改定、平成2年4月1日
3. 一部改定、平成4年11月7日